

死因究明の推進にかかる取組について



文部科学省
高等教育局医学教育課



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

第2次死因究明等推進計画における文部科学省の施策

1. 死因究明等に係る人材の育成

○死因究明等に係る教育内容の充実

文部科学省において、医学、歯学、薬学教育モデル・コア・カリキュラムで策定された内容の大学への周知を行う際に、本計画等を踏まえた教育内容の充実を要請することにより、卒業時まで学生が身に付けておくべき実践的能力の定着を図る。

○死因究明等に係る研修会の実施・協力に係る要請

文部科学省において、日本医師会又は日本歯科医師会と連携した医師又は歯科医師に対する死因究明等に係る定期的な研修会の実施及び協力について、各大学医学部又は歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。

○死因究明等に係るカリキュラム・教育方法等の紹介

文部科学省において、医学部、歯学部及び薬学部における死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例について、各大学医学部、歯学部及び薬学部の教育責任者等が参加する会議等の場を活用し、積極的に紹介する。

○死因究明等に係る法や本計画内容の周知

文部科学省において、死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について周知するため、各大学医学部、歯学部及び薬学部の教育責任者等が参加する会議等の場を活用し、法や本計画等の内容について、周知を図る。

2. 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

文部科学省において、大学を通じて、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組を支援しており、法医学、歯科法医学、法中毒学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点を整備し、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続及び拡大に努める

死因究明等に係る人材の育成等

医学教育モデル・コア・カリキュラム（抜粋） 令和4年度改訂

第2章 学修目標

SO-03: 法医学

死の判定や死亡診断と死体検案を理解する。

SO-03-01: 死と法

SO-03-01-01 植物状態、脳死、心臓死及び脳死判定について理解している。

SO-03-01-02 異状死・異状死体の取扱いと死体検案について理解している。

SO-03-01-03 死亡診断書と死体検案書を作成できる。

SO-03-01-04 個人識別の方法を理解している。

SO-03-01-05 病理解剖、法医解剖(司法解剖、行政解剖、死因・身元調査法解剖、承諾解剖)について理解している。

※医学教育モデル・コア・カリキュラムとは、医学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の実践的診療能力（知識・技能・態度）を明確化したもの。（6年間の総学修時間数の2/3程度に相当）

歯学教育モデル・コア・カリキュラム（抜粋） 令和4年度改訂

C-4-4 法歯学

歯科的立場において社会での治安維持に貢献するために、法歯学に基づく方法を理解する。

学修目標：

C-4-4-1 事件、事故及び災害時の犠牲者に対する法歯学的検査の手順、方法及びこれに関連する法規を理解している。

C-4-4-2 歯科領域に関連する損傷の検査及び鑑定について理解している。

C-4-4-3 法医解剖(司法解剖、行政解剖、死因・身元調査法解剖、承諾解剖)を理解している。

C-4-1-2 口腔と全身の健康との関連を理解している。

※歯学教育モデル・コア・カリキュラムとは、歯学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の実践的診療能力（知識・技能・態度）を明確化したもの。（6年間の総学修時間数の6割程度に相当）

薬学教育モデル・コアカリキュラム（抜粋） 令和4年度改訂

<学修目標>

3)死因究明に関する社会的な影響、国際的な動向の解析、関連する規制・制度、及び関連法規の理解のもとに、実効性のある薬学的アプローチを立案する。

<学修事項>

(7) 死因究明における毒性学・法中毒学的アプローチ

※薬学教育モデル・コアカリキュラムとは、薬学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の能力（知識・技能・態度）を明確化したもの。（6年間の総学修時間数の7割程度に相当）

死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例について

- ◆ 死因究明等に係るカリキュラムや教育方法等の事例を紹介しますので、積極的な取組をお願いします。また、日本医師会又は日本歯科医師会と連携した医師又は歯科医師に対する死因究明等に係る定期的な研修会の実施及び協力をお願いします。

秋田大学医学部医学科（法医学 臨床実習）

取組例) 5年次選択科目として「法医学 臨床実習」を開講し、学生が法医解剖の現場に立ち会い、法医解剖執刀医を中心としたチームの一員として、警察官等の司法関係者ととも死因究明の実習に取り組むほか、死後CT画像の読影、死亡診断書・死体検案書の作成、司法関係者への医学的所見の説明訓練及び法医CTカンファレンス等への出席を通じ、死因究明に関する実践力を修得する。

東北大学歯学部歯学科（アドバンスⅤ（災害歯科医学））

取組例) 東日本大震災の身元確認活動の経験を踏まえ、歯科法医情報学分野を設置し、5年次前期に「アドバンスⅤ（災害歯科医学）」を必修科目として開講している。災害時における法医学の役割と歯科的な身元確認の重要性についてマネキンを用いた身元確認実習や講義を通じて学び、歯科医師として最低限必要な実践的身元確認能力の習得を目的としている。

北陸大学薬学部薬学科（法医裁判化学）

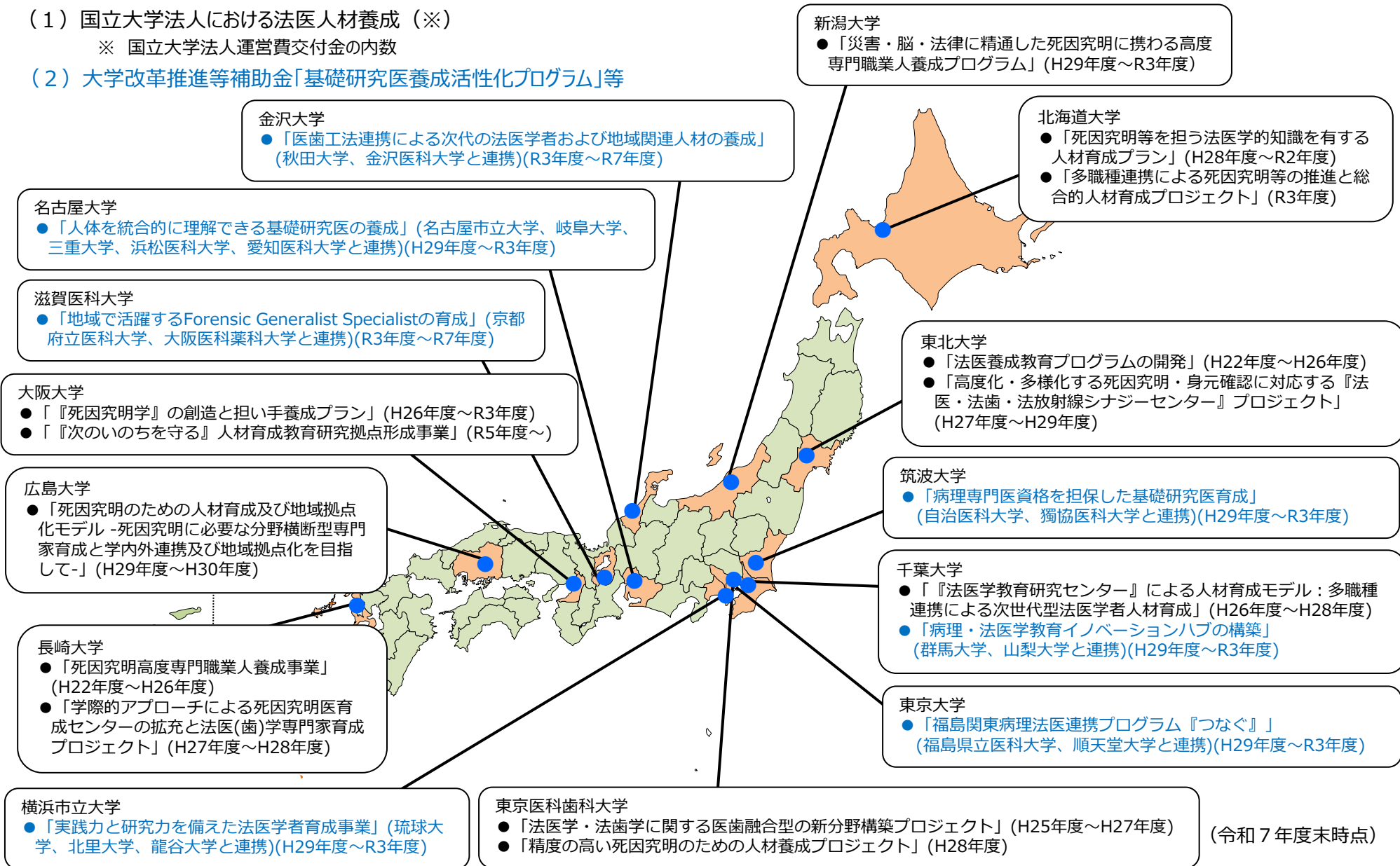
取組例) 4年次選択科目として医学の「法医学」と薬学の「裁判化学」を統合した「法医裁判化学」を開講し、対象、死因、薬毒物の鑑定・分析法、臨床中毒、個人識別などの内容の理解を通じ、薬剤師の職能に役立つ知識の習得を目的としている。

死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

(1) 国立大学法人における法医人材養成 (※)

※ 国立大学法人運営費交付金の内数

(2) 大学改革推進等補助金「基礎研究医養成活性化プログラム」等



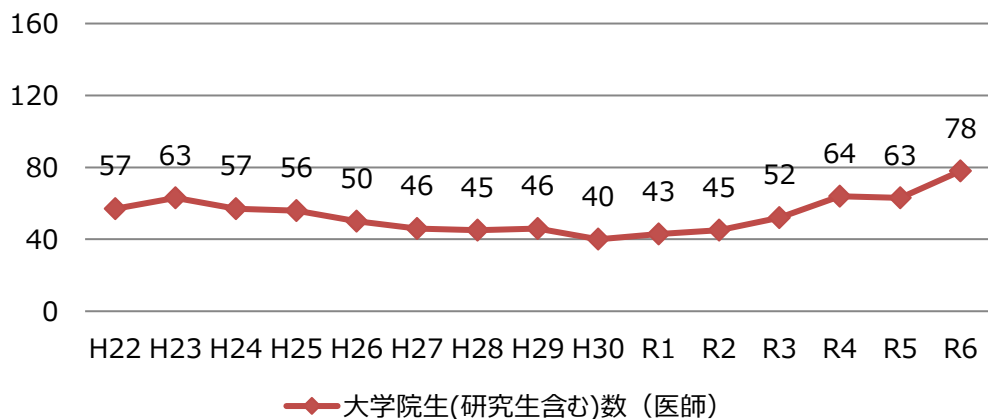
(令和7年度末時点)

法医学・歯科法医学分野における人材養成数及び大学に所属する教員数

1. 人材養成数の推移

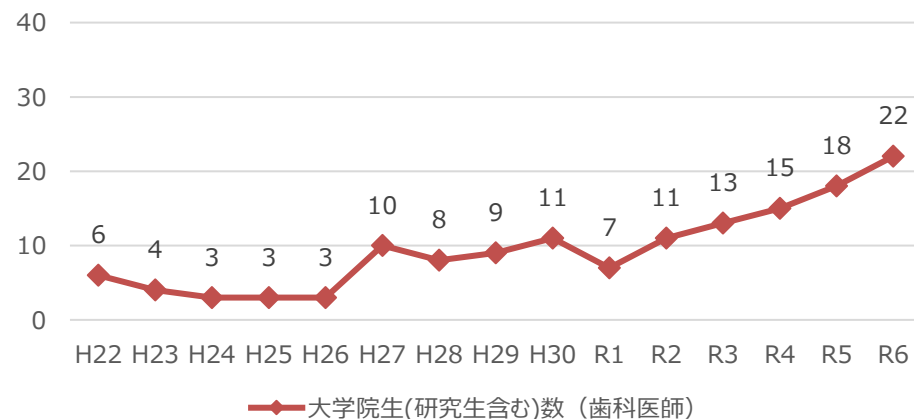
【法医学講座に所属する大学院生数】

(単位：人)



【歯科法医学講座に所属する大学院生数】

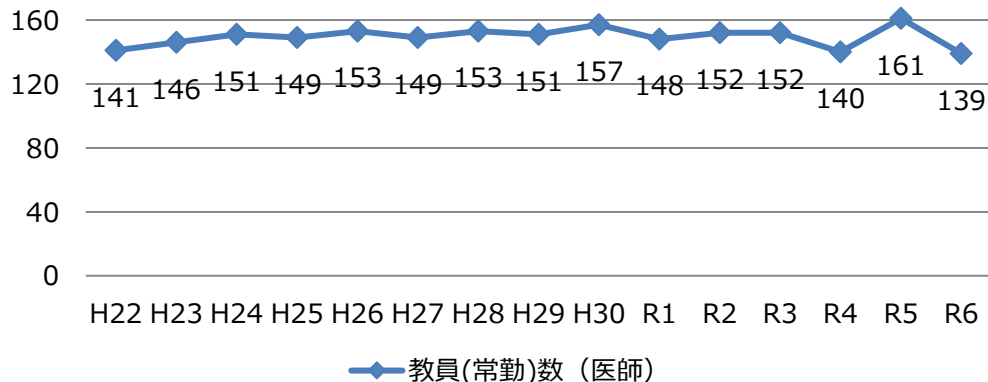
(単位：人)



2. 教員数の推移

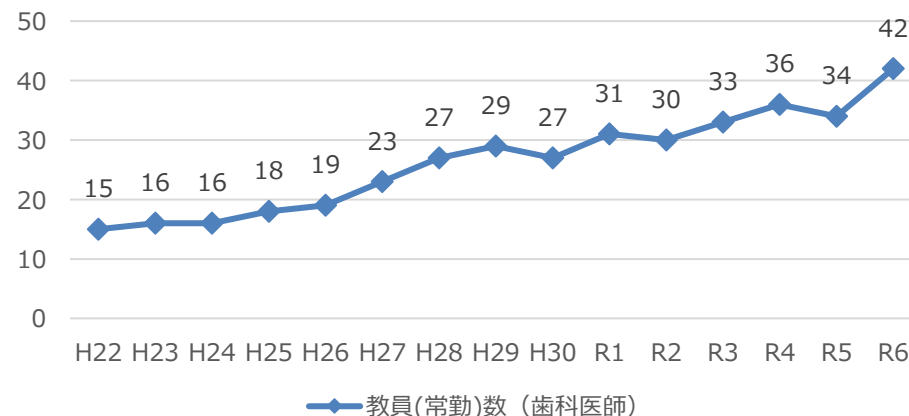
【法医学講座に所属する教員数】

(単位：人)



【歯科法医学講座に所属する教員数】

(単位：人)



死因究明等に関する法医学人材の育成について

○死因究明等施策の主な経緯

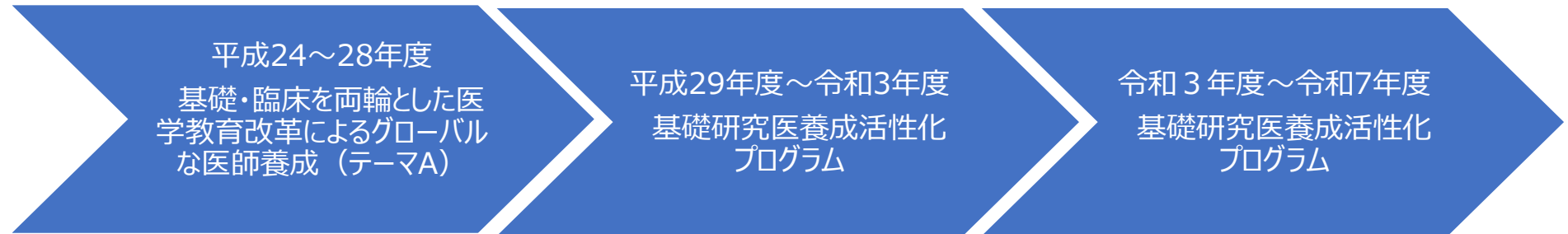


■死因究明等推進計画（令和6年7月5日閣議決定）抜粋 死因究明等に関し講ずべき施策

(2)死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備（法第11条）

- 文部科学省において、大学を通じて、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組を支援しており、**法医学、歯科法医学、法中毒学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点を整備し、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続及び拡大に努める。**（文部科学省）

○文部科学省における取組



○文部科学省における令和8年度の取組

- これまでモデル事業を展開してきたところであり、一定数の拠点を整備してきたことから、令和8年度は、上記補助事業の成果の横展開を視野に、新たに「死因究明に資する大学の法医学人材養成に関する調査研究」を行い、14年間の事業の総括と今後の課題等について整理を実施予定。